

(設例8) 2 割特例

- (株)国税商事の当課税期間(令和5年1月1日～令和5年12月31日)の課税売上高等の状況は以下の通り。売上について値引き等を行ったが、これらはすべて令和5年10月1日以降の取引に係るものである。
- なお、(株)国税商事は令和5年10月1日から適格請求書発行事業者となり、令和5年1月1日から令和5年9月30日までの間は免税事業者であり、税込経理を行っている。また、売上税額の計算については割戻し計算方式を採用している。

(単位:円)

項 目	うち税 6.24% 適 用 分	うち税率 7.8% 適 用 分	課 税 期 間 の 合 計 額
1 課税売上高(税込み)	1,192,000	7,516,450	8,708,450
1月1日～9月30日までの間	946,000	5,609,330	6,555,330
10月1日～12月31日までの間	246,000	1,907,120	2,153,120
2 売上対価の返還等の金額	11,300	45,890	57,190
3 貸倒処理した金額	22,000	16,000	38,000
4 貸倒回収した金額	30,000	56,000	86,000

- ※1 金額の計算においては1円未満の端数を切り捨てて計算します。
- ※2 基準期間の課税売上高は、8,356,000 円です。
- ※3 令和5年から簡易課税制度を選択する旨の消費税簡易課税制度選択届出書を同年中に提出しています。
- ※4 貸倒処理した金額は令和5年10月1日以降に行った課税資産の譲渡等に対して、また貸倒回収した金額については本年以前に課税事業者であった期間に行った課税資産の譲渡等に係るものです。

I 付表6

■ 課税標準額に対する消費税額及び控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

1 「課税資産の譲渡等の対価の額①」欄

課税売上高(税込み)に 100/108 又は 100/110 を掛けて課税資産の譲渡等の対価の額を計算します。

税率 6.24%適用分A

246,000 円×100/108=227,777 円

税率7.8%適用分B

1,907,120 円×100/110=1,733,745 円

合計C

227,777円+1,733,745円=1,961,522円

2 「課税標準額②」欄

1で算出した課税資産の譲渡等の対価の額の千円未満の端数を切り捨てた金額を記載します。

税率 6.24%適用分A

227,777 円⇒227,000 円(千円未満切捨て)

税率7.8%適用分B

1,733,745 円⇒1,733,000 円(千円未満切捨て)

合計C

227,000 円+1,733,000 円=1,960,000 円

3 「課税標準額に対する消費税額③」欄

2で算出した課税標準額に 6.24%又は7.8%を掛けて消費税額を計算します。

税率 6.24%適用分A

227,000 円×6.24%=14,164 円

税率7.8%適用分B

1,733,000 円×7.8%=135,174 円

合計C

14,164 円+135,174 円=149,338 円

4 「貸倒回収に係る消費税額④」欄

貸倒処理した課税売上げに係る債権を回収した場合に、その回収金額に含まれる消費税額を記載します。

税率 6.24%適用分A

30,000 円×6.24/108=1,733 円

税率7.8%適用分B

56,000 円×7.8/110=3,970 円

合計C

1,733 円+3,970 円=5,703 円

5 「売上対価の返還等に係る消費税額⑤」欄

課税売上げに係る対価の返還等がある場合に、その金額に含まれる税額を記載します。

税率 6.24%適用分A

11,300円×6.24/108=652円

税率7.8%適用分B

45,890 円×7.8/110=3,254 円

合計C

652円+3,254 円=3,906円

(注) 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法により経理している場合は、この欄に記載する必要はありません。

6 「控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額⑥」欄

税率 6.24%適用分A

14,164 円 + 1,733 円 - 652 円 = 15,245 円
(「付表6③A欄」+「付表6④A欄」-「付表6⑤A欄」)

税率 7.8%適用分B

135,174 円 + 3,970 円 - 3,254 円 = 135,890 円
(「付表6③B欄」+「付表6④B欄」-「付表6⑤B欄」)

合計C

15,245 円 + 135,890 円 = 151,135 円

■ 控除対象仕入税額とみなされる特別控除税額

7 「特別控除税額⑦」欄

6で算出した控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額に80/100を掛けて控除対象仕入税額とみなされる特別控除税額を計算します。

税率 6.24%適用分A

15,245 円 × 80% = 12,196 円

税率 7.8%適用分B

135,890 円 × 80% = 108,712 円

合計C

12,196 円 + 108,712 円 = 120,908 円

■ 貸倒れに係る税額

8 「貸倒れに係る税額⑧」欄

課税売上げに係る売掛金等のうち、貸倒れとなった金額がある場合に、その金額に含まれる消費税額を記載します。

税率 6.24%適用分A

22,000 円 × 6.24 / 108 = 1,271 円

税率 7.8%適用分B

16,000 円 × 7.8 / 110 = 1,134 円

合計C

1,271 円 + 1,134 円 = 2,405 円

Ⅱ 消費税及び地方消費税の申告書 第二表の作成

付表6の計算が終わりましたら、次のとおり申告書第二表に必要な事項を転記します。

申告書第二表の記載項目			転記元項目
課 税 標 準 額		①	付表6②C欄の金額
課税資産の譲渡等の 対価の額の合計額	6.24%適用分	⑤	付表6①A欄の金額
	7.8%適用分	⑥	付表6①B欄の金額
		⑦	付表6①C欄の金額
特定課税仕入れに係る 支払対価の額の合計額	7.8%適用分	⑨	
		⑩	
消 費 税 額		⑪	付表6③C欄の金額
⑪の内訳	6.24%適用分	⑮	付表6③A欄の金額
	7.8%適用分	⑯	付表6③B欄の金額
返還等対価に係る税額		⑰	付表6⑤C欄の金額
売上げの返還等対価に 係る税額	売上げの返還等対価に係る 税額	⑱	付表6⑤C欄の金額
	特定課税仕入れの返還等対 価に係る税額	⑲	
地方消費税の課税 標準となる消費税額		⑳	申告書第一表⑨欄(プラスの場合) 又は⑧欄(マイナスの場合)の金額
	6.24%及び7.8%適用分	㉓	申告書第一表⑨欄(プラスの場合) 又は⑧欄(マイナスの場合)の金額

Ⅲ 消費税及び地方消費税の申告書 第一表の作成

申告書第二表の作成が終わりましたら、申告書第二表及び付表6から次のとおり申告書第一表に必要な事項を転記します。

申告書第一表の記載項目		転記元項目
課税標準額	①	申告書第二表①欄の金額
消費税額	②	申告書第二表①欄の金額
貸倒回収に係る消費税額	③	付表6④C欄の金額
控除税額	控除対象仕入税額	④ 付表6⑦C欄の金額
	返還等対価に係る税額	⑤ 申告書第二表①⑦欄の金額
	貸倒れに係る税額	⑥ 付表6⑧C欄の金額
控除不足還付税額		⑧ 申告書第一表(⑦欄－②欄－③欄)
差引税額【百円未満切捨て】		⑨ 申告書第一表(②欄＋③欄－⑦欄)
中間納付税額		⑩ 中間納付税額
納付税額(⑨>⑩の場合に記載)		⑪ ⑨欄の金額－⑩欄の金額
中間納付還付税額(⑩>⑨の場合に記載)		⑫ ⑩欄の金額－⑨欄の金額
この申告書が修正申告である場合	既確定税額	⑬ 修正申告の場合に記載
	差引納付税額	
この課税期間の課税売上高		⑮ 2割特例を適用する場合記載不要
基準期間の課税売上高		⑯ 基準期間の課税売上高を記載
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰ 申告書第二表②⑩欄の金額 (マイナスを付さずに記載)
	差引税額【百円未満切捨て】	⑱ 申告書第二表②⑩欄の金額
譲渡割額	還付額	⑲ 申告書第一表①⑦欄に 22/78 を乗じて算出した金額
	納税額【百円未満切捨て】	⑳ 申告書第一表①⑧欄に 22/78 を乗じて算出した金額
中間納付譲渡割額		㉑ 中間納付譲渡割額
納付譲渡割額(㉑>㉒の場合に記載)		㉒ ㉑欄の金額－㉑欄の金額
中間納付還付譲渡割額(㉑>㉒の場合に記載)		㉓ ㉑欄の金額－㉒欄の金額
この申告書が修正申告である場合	既確定譲渡割額	㉔ 修正申告の場合に記載
	差引納付譲渡割額	
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額		㉕ (⑪欄の金額＋㉒欄の金額) －(⑧欄の金額＋⑫欄の金額 ＋⑲欄の金額＋㉓欄の金額)

令和 年 月 日	△△ 税務署長殿
納税地	東京都●●区●●×-×-× (電話番号 03 - XXXXX - XXXXX)
(フリガナ) 名称 又は屋号	カブシキガイシャ コクゼイショウジ 株国税商事
個人番号 又は法人番号	↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。 ××××××××××××××××
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名	コクゼイ タロウ 国税 太郎

※	所管	要否	整理番号	申告年月日	申告区分	指導等	庁指定	局指定	通信日付印	確認	確認書類	身元確認
税務署				令和 年 月 日							個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他 ()	
処理欄				令和 年 月 日								

自 令和 05 年 01 月 01 日

至 令和 05 年 12 月 31 日

課税期間分の消費税及び地方
消費税の（確定）申告書中間申告 自 平成 年 月 日
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算	
課税標準額	① 19600000
消費税額	② 149338
貸倒回収に係る消費税額	③ 5703
控除対象仕入税額	④ 120908
返還等対価に係る税額	⑤ 3906
貸倒れに係る税額	⑥ 2405
控除税額小計 (④ + ⑤ + ⑥)	⑦ 127219
控除不足還付税額 (⑦ - ② - ③)	⑧
差引税額 (② + ③ - ⑦)	⑨ 27800
中間納付税額 (⑨ - ⑧)	⑩ 27800
中間納付還付税額 (⑧ - ⑨)	⑪ 00
この申告書が修正申告である場合	⑫
既確定税額	⑬
差引納付税額	⑭ 00
この課税期間の課税売上高	⑮
基準期間の課税売上高	⑯ 8356000
この申告書による地方消費税の税額の計算	
地方消費税の課税標準となる消費税額	⑰
差引税額	⑱ 27800
譲渡割額	⑲
納税額	⑳ 7800
中間納付譲渡割額	㉑ 00
納付譲渡割額 (㉑ - ㉒)	㉒ 7800
中間納付還付譲渡割額 (㉒ - ㉑)	㉓ 00
この申告書が修正申告である場合	㉔
既確定割額	㉕
差引納付割額	㉖ 00
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉗ 35600

付	割賦基準の適用	有	無
記	延払基準等の適用	有	無
事	工事進行基準の適用	有	無
項	現金主義会計の適用	有	無
参	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	有	無
考	区分	課税売上高 (免税売上高を除く)	売上割合%
業	第1種		
事	第2種		
区	第3種		
分	第4種		
項	第5種		
	第6種		
	特例計算適用(令57③)	有	無
還	税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)		
付	銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所		
金	預金	口座番号	
受	ゆうちょ銀行の	貯金記号番号	-
融	郵便局名等		
け	(個人の方) 公金受取口座の利用		
機	※税務署整理欄		
関	税理士名		
と	(電話番号 - -)		
等	税理士法第30条の書面提出有		
	税理士法第33条の2の書面提出有		

㉖ = (㉑ + ㉒) - (㉓ + ㉔ + ㉕) ・ 修正申告の場合㉖ = ㉑ + ㉒
㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。※ 2割特例による申告の場合、㉒欄に㉑欄の数字を記載し、
㉒欄×22/78から算出された金額を㉖欄に記載してください。

--	--	--	--	--	--	--	--

納 税 地	東京都●●区●●×-×-× (電話番号 03 - ×××× - ××××)
(フリガナ) 名 称 又 は 屋 号	カブシキガイシャ コクセイショウジ 株国税商事
(フリガナ) 代表者氏名 又 は 氏 名	コクセイ タロウ 国税 太郎

改正法附則による税額の特例計算			
軽減売上割合（10営業日）	☐	附則38①	51
小売等軽減仕入割合	☐	附則38②	52

第二表
令和四年四月一日以後終了課税期間分

課税期間分の消費税及び地方
消費税の（ 確定 ）申告書

対象期間 至 令和 年 月 日

課 税 標 準 額					①																
※申告書（第一表）の①欄へ					十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円																
														1	9	6	0	0	0	0	01

[illegible][illegible][illegible]

地方消費税の 課税標準となる 消費税額 (注2)		20																2	7	8	0	0	41
	4 % 適用分	21																					42
	6.3 % 適用分	22																					43
	6.24%及び7.8% 適用分	23																2	7	8	0	0	44

(注2) ⑳～㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

付表6 税率別消費税額計算表
〔小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置を適用する課税期間用〕

特 別

課 税 期 間	令和5・1・1 ～令和5・12・31	氏 名 又 は 名 称	(株)国税商事
---------	--------------------	-------------	---------

I 課税標準額に対する消費税額及び控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

区 分		税 率 6.24 % 適 用 分 A	税 率 7.8 % 適 用 分 B	合 計 C (A+B)
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額	①	※第二表の⑤欄へ 円 227,777	※第二表の⑥欄へ 円 1,733,745	※第二表の⑦欄へ 円 1,961,522
課 税 標 準 額	②	①A欄(千円未満切捨て) 227,000	①B欄(千円未満切捨て) 1,733,000	※第二表の⑧欄へ 1,960,000
課 税 標 準 額 に 対 する 消 費 税 額	③	(②A欄×6.24/100) ※第二表の⑨欄へ 14,164	(②B欄×7.8/100) ※第二表の⑩欄へ 135,174	※第二表の⑪欄へ 149,338
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額	④	1,733	3,970	※第一表の⑫欄へ 5,703
売 上 対 価 の 返 還 等 に 係 る 消 費 税 額	⑤	652	3,254	※第二表の⑬、⑭欄へ 3,906
控 除 対 象 仕 入 税 額 の 計 算 の 基 礎 と な る 消 費 税 額 (③ + ④ - ⑤)	⑥	15,245	135,890	151,135

II 控除対象仕入税額とみなされる特別控除税額

項 目		税 率 6.24 % 適 用 分 A	税 率 7.8 % 適 用 分 B	合 計 C (A+B)
特 別 控 除 税 額 (⑥ × 80 %)	⑦	12,196	108,712	※第一表の⑮欄へ 120,908

III 貸倒れに係る税額

項 目		税 率 6.24 % 適 用 分 A	税 率 7.8 % 適 用 分 B	合 計 C (A+B)
貸 倒 れ に 係 る 税 額	⑧	1,271	1,134	※第一表の⑯欄へ 2,405

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。